

令和2年度 第6回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第6回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年9月29日(火) 14:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	1番 下河内 委員 2番 中福 委員		
提出議題	議事 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第26号 非農地証明の申請について 議案第27号 農地利用集積計画の決定について 議案第28号 農業振興地域整備計画の変更について 協議事項		

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

なお、今回の農業委員会の総会出席者全員、会場入り口で体温測定を行いました。発熱者はいませんので、このまま総会を行いたいと思います。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、ご苦労様です。コロナが流行っているので早く終わらせようと思えます。よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては1番の下河内委員と2番の中福委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議 長 それでは、日程第4の議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年9月29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1、譲渡人、A、住所、東広島市西条上市町_番_号。職業、無職。

譲受人、B、住所、大柿町大原___番地_。職業、会社役員。

所在地、大柿町大君字〇〇。

地番、___番_。地目、台帳、田。現況、畑。面積、311㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、市外在住で農地として管理困難なため譲渡する。」

譲受人は「近隣にも農地を所有しており、これまで管理していたことから譲受する。」

地域調和、譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に

支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。現地確認写真を見ると分かると思いますが、農地として、きちんと管理されていて事務局が説明しました資料のとおりで問題ありません。よろしくお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り

議長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次、お願いします。

寺西書記 番号2、譲渡人、C、住所、埼玉県入間市小谷田___番地___。職業、無職。
譲受人、D、住所、大柿町大原___番地___。職業、無職。
所在地、大柿町大原字〇〇〇。
地番、___番___。地目、台帳、田。現況、畑。面積、175㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、市外在住で農地として管理困難なため譲渡する。」
譲受人は「当該農地と他の宅地物件の売買に併せて譲受する。」
地域調和、譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。
以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。小松推進委員と事務局とで現地確認に行つて参りました。小松推進委員の話しでは、譲受人は83歳ですが現在も現役で営農されているので問題無いそうです。よろしくお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次、お願いします。

委員 番号3、譲渡人、E外3名、住所、広島市佐伯区藤の木__丁目__番_号。職業、会社員。

寺西書記	<p>譲受人、F、住所、能美町鹿川__番地__。職業、農業。 所在地、能美町鹿川字〇〇。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、208 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが市外在住で農地として管理困難であるため、持ち分の所有権を譲渡する。」 譲受人は「当該地をこれからも管理することから譲受する。」 地域調和、譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。 以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	3 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美町の田中です。今の事務局からの説明に間違いございません。よろしく お願いします。
議 長	他に御意見、御質問ございますか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次、 お願いします。
寺西書記	<p>番号 4、譲渡人、G、住所、江田島町切串__丁目__番__号。職業、無職。 譲受人、H、住所、江田島町切串__丁目__番__号。職業、会社員。 所在地、江田島町切串__丁目__。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、220 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該地を取得した後、しばらくは 耕作していたが、高齢で耕作困難となり譲渡する。」 譲受人は「隣接地で耕作しており、今後も耕作を継続するため譲受する。」 地域調和、譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に 支障を生じるとは考えられない。 以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	この 4 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
山田委員	江田島町農業委員の山田です。この農地の確認に 9 月 16 日に事務局の寺西さ ん、佐山さん、推進委員の中田さんと一緒に行ってきました。この農地の隣接 農地は耕作している農地がたくさんありまして、周辺農地のためにも良いこと であると思いますので、申請、許可をよろしくお願いします。
議 長	4 番の案件につきまして、御意見、御質問ございますか。

委員	異議無しの声有り。
議長	全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	<p>番号 5、譲渡人、I、住所、廿日市市大野__番地__。職業、無職。 譲受人、J、住所、江田島市能美町鹿川__番地__、職業、農業。 所在地、能美町鹿川字〇〇〇。 地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、72 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該地を取得したが、高齢であり、市外在住のため譲渡する。」 譲受人は「隣接地で耕作しており、規模拡大も考えていることから譲受する。」 地域調和、譲受人は、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。 以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	5 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美町の田中です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしくをお願いします。
議長	他に御意見、御質問ございませんか。
委員	異議無しの声有り。
議長	全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	<p>番号 6、譲渡人、K、住所、広島市安佐北区口田南__丁目__番__号。職業、会社員。 譲受人、L、住所、東広島市志和町内__番地__、職業、農業。 所在地、江田島町切串__丁目__。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,261 m²。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、135 m²。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、138 m²。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、661 m²。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、612 m²。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、420 m²。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,129 m²。 所在地、江田島町大須__丁目__。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、473 m²。 所在地、江田島町字〇〇〇。</p>

地番、____番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,602㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該地を取得したが、市外在住により管理困難なため譲渡する。」

譲受人は「移住を計画していたところ、譲渡人から農地の譲渡の申出があったため譲受する。」

地域調和。譲受人は、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 6番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。議案資料の写真を見て下さい。9月16日に事務局の寺西さん、佐山さん、推進委員の中田さんと一緒に現地確認を行いました。この写真の中で○○○は畑の様子は無く、ほぼ山林の状態を成しています。他の地番の農地について、木は生えていますが畑としての管理は可能だと思います。許可の方をよろしくお願いします。

議長 他に御意見、御質問はございませんか。

前田委員 今回の方は、もう移住しているのですか。

山田委員 今からの予定です。

寺西委員 事務局からの補足です。写真12ページの1番の写真が主な畑として、これから耕作管理されるそうです。他の地番の農地は譲受人からの要望で譲渡処分をしたかったみたいです。耕作予定の野菜の種類は葉物野菜だそうで、譲渡人の年齢は60歳後半です。現在は東広島市で農地を管理されて、営農しているそうです。東広島市の農地を、これから処分するのは未定ですが、江田島市に本格的に移住はする計画だそうです。

議長 他にございませんか。

委員 無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第25号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年9月29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。議案の25ページをお開きください。

番号 1、譲渡人、M、住所、愛知県津島市東中地町__丁目__番地_。職業、無職。

譲受人、N、住所、広島市南区仁保南__丁目__番__号。職業、会社員。
所在地、沖美町是長字〇〇〇。

地番、__番。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、115 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により譲渡する。」

譲受人は「他の宅地建物に附属する土地と併せて利用するため当該地を譲受する。」

本来なら譲渡人による地目変更手続きをした後に所有権移転を行うところですが、宅地建物と一緒に譲渡する際に当該地が農地であることが判明したため、本申請となっております。なお、当該顛末については顛末書を徴取しておりますので重ねてお知らせします。御審議をお願いします。

議 長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。先程の事務局が説明したとおりです。よろしくお願
い
します。

議 長 他に御意見、御質問はありませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お
願
い
します。

寺西書記 番号 2、賃貸人、O、住所、大柿町大原__番地。職業、美容師。
賃借人、株式会社 P 代表取締役 Q、住所、広島市南区仁保新町__丁目__番__号。
職業、建設業。

所在地、大柿町大原字〇〇。

地番、__番_。地目、台帳及び現況ともに田。面積、2,306 m²。

申請理由は賃貸借で、賃貸人は「耕作困難となり、今後の維持が困難なため
貸し付ける。」

賃借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける。」

パネル 250 枚、発電量 49.5kw。賃貸借期間は 20 年間です。御審議をお願い
し
ます。

議 長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。只今の説明に間違いありません。よろしくお願
い
し
ます。

議 長 他に御意見、御質問ありませんか。

委員	異議無しの声有り。
議長	全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	<p>番号 3、譲渡人、R、住所、能美町中町___番地。職業、無職。 譲受人、S 外 1 名、住所、能美町鹿川___番地__。職業、会社役員。 所在地、能美町中町字〇〇。 地番、___番__。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,193 m²の内 594 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により譲渡する。」 譲受人は「自己居住用住宅建設のため譲受する。」木造 2 階建て、延べ床面積、594 m²の予定です。</p> <p>本案件について補足します。一般的な基準では、一般住宅の建築に伴う農地から宅地への転用は 500 m²となっておりますが、今回の申請地については、その基準を超える敷地を要することに加えて当該宅地への進入路を確保するため、水路を横断することになります。その水路の対象となる道路が国道であり、許認可を得る都合上、申請地の全てを転用する必要があるとなっております。また、結果的に宅地に要さない残地については家庭菜園として使用する目的であると申請を受けております。なお、譲受人が確保する農地としては江田島市における下限面積を上回る農地が無いいため、このような申請となります。家庭菜園につきましても、地目は雑種地となりますので転用の手続きは必要となります。御審議をお願いします。</p>
議長	この 3 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美町の田中です。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	他に御意見、御質問ありませんか。
委員	異議無しの声有り。
議長	<p>全員、異議が無いということですので許可とします。</p> <p>以上で農地法第 5 条の審議を終わりました、議案第 26 号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。</p>
寺西書記	<p>議案第 26 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 2 年 9 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。</p> <p>番号 1、申請人住所、東京都板橋区坂下__丁目__番__-__号、氏名、T。 所在地、大柿町柿浦字〇〇〇。 地番、__番__。地目、台帳、畑、現況、山林。面積、1,918 m²。 申請理由は「当該地は昭和 22 年頃に亡き父親が家督相続をして以降、手入れ</p>

をしないまま現在に至り、現在は山林になっている。」

8月27日に大段会長、村上委員、河尾推進委員、佐山書記、寺西で現地確認を行いました。御審議をお願いします。

議 長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。先程の事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくをお願いします。

議 長 他に御意見、御質問はありませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で「非農地証明の申請について」を終わりました。議案27号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年9月29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1、設定する農用地、所在地、大柿町柿浦字坊地____、現況地目、畑、面積、340㎡。設定する者、住所・氏名、大柿町柿浦____番地、U、権利の種類、所有権。設定を受ける者、住所・氏名、大柿町大原____番地、V。設定する利用権、使用貸借権、利用権の内容、果樹、始期年月日、公告日の翌日、終期年月日、令和7年12月31日、新規の案件です。

番号2、所在地、沖美町是長字〇〇____、現況地目、畑、面積、685㎡。設定する者、住所・氏名、沖美町是長____番地、W、種類、所有権、設定を受ける者、住所・氏名、広島市南区向洋新町__丁目__番__号、X、種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、令和7年3月31日、借賃、年間40,000円、支払い方法、口座振込、新規の案件です。

番号3、所在地、沖美町是長字〇〇____、現況地目、畑、面積、621㎡。設定する者、氏名・住所、沖美町是長____番地、W、種類、所有権、設定を受ける者、住所・氏名、広島市南区向洋新町__丁目__番__号、X、種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、令和7年3月31日、借賃、年間40,000円、支払い方法、口座振込、新規の案件です。

番号4、所在地、沖美町是長字南郷____、現況地目、畑、面積、648㎡。設定する者、住所・氏名、沖美町是長____番地、W、種類、所有権、設定を受ける者、住所・氏名、広島市南区向洋新町__丁目__番__号、X、種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、令和7年3月31日、借賃、年間40,000円、支払い方法、口座振込、新規の案件です。以上です。

議 長	この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。何かございますか。
山田委員	1 番について、種類が果樹とありますが、山林に何の果樹を植えるのですか。
久保書記	山田委員の質問について、お答えします。写真資料の 20 ページを御覧ください。山田委員の御指摘のとおり、山林に近い現況です。3 枚の写真のとおり、塚迫さんが竹を伐採して、オリーブを植えるそうです。オリーブ栽培に対して、非常に熱意のある方ですので、きちんと耕作してもらえenと思います。
山田委員	頑張って耕作してもらいましょう。
議 長	他に御意見、御質問はありませんか。
委 員	無しの声有り。
議 長	全員異議が無いということですので、決定とします。 以上で「農用地利用集積計画の決定について」を終わりにして、議案 28 号「農業振興地域整備計画の変更について」を事務局から説明してもらいます。
寺西書記	議案第 28 号「農業振興地域整備計画の変更について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、江田島市長から農業振興地域整備計画の変更について諮問があったので、農業委員会の意見を求める。令和 2 年 9 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。 本案件は 10 件を農用地から除外するものです。申請の都合上、6 番が 2 件ありますが、誤りではありませんので御了承ください。 なお、本計画の変更の際し、関係する職員がおりますので審議の終了まで退席します。
事務局長	位置番号 1 と 2 は農地として利用が見込まれないことによる申請です。位置番号 3 は墓地にするためです。位置番号 4 は資材置場にするためです。位置番号 5 は住宅建築のためです。続いて、位置番号 6 は太陽光発電施設設置のため、農用地から除外するものです。位置番号 7 は住宅建設のためです。位置番号 8 及び 9 は道路への登記のため、農用地から除外するものです。以上で説明を終わります。
議 長	この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。何か御意見、御質問はありますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	無いようでしたら、この計画の変更につきまして、同意で回答することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員異議が無いということですので、意見無しでの回答とします。以上で「農業振興地域整備計画の変更について」を終わりました、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記 1点目は農業委員・農地利用最適化推進委員の改選についてです。一応、先月の市議会で審議させてもらいまして、農業委員についての同意の方は得られております。最適化推進委員については、この後、認定農業者の委員さんに応募者からの選定を行ってまいります。辞令につきましては新農業委員の体制になりまして、新会長からの辞令交付となります。

2点目は先日、皆様方に御協力頂いた農地利用状況調査についてです。現在、皆様に調査してもらいました農地の情報を集計しております。遊休農地については年内に地権者の元へ農地の管理方法について郵送で調査をします。また、D判定の荒廃農地につきましても、山林、非農地への判断等の確認作業も同時に行っていきます。これについても総会で資料を提示しますので、よろしくお願ひします。

3点目につきましては、大柿町の小松農地利用最適化推進委員の方から、総会での農地異動等の情報が知りたいという理由で議案が欲しいとのことでした。これについては各委員さん、どう思われますか。

議長 農業委員会事務局の負担にならないのであれば、良いのではないのでしょうか。

田中委員 議案というより、許可された情報を渡した方が良いのでは。

寺西書記 分かりました。事務局で資料を作成し、各推進委員さんに情報提供として資料を郵送します。

議長 他に御意見、御質問がなければ閉会したいと思います。本日は、ありがとうございました。